

第二百回 国会 財務金融委員会議録 第三号

令和元年十一月十三日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長

田中 良生君

理事

あかま一郎君

理事

うえの賢一郎君

理事

藤丸 敏君

理事

古本伸一郎君

理事

穴見 阳一君

石崎 徹君

勝俣 孝明君

金子 俊平君

小泉 龍司君

國場幸之助君

田野瀬太道君

武井 俊輔君

辻 清人君

本田 太郎君

宗清 皇一君

山田 美樹君

岸本 猛君

日吉 雄太君

森田 俊和君

清水 忠史君

青山 雅幸君

麻生 太郎君

遠山 清彦君

井上 貴博君

宮本 周司君

財務大臣政務官

政府参考人

財務省監督局長

官(政府参考人)

財務省大臣官房総括審議

神田 真人君

井林 津島 辰巒君

末松 淳君

伊佐 進一君

井上 貴博君

今枝宗一郎君

門山 宏哲君

神谷 昇君

高村 正大君

鈴木 隼人君

武部 啓君

古川 賢司君

牧島かれん君

山田 賢司君

海江田万里君

櫻井 石井 串田 誠一君

貴士君

周君

佳彦君

高木 啓君

神谷 昇君

石崎 徹君

今枝宗一郎君

山田 賢司君

高木 啓君

同(笠井亮君紹介)(第一号)

同(笠井亮君紹介)(第二号)

同(志位和夫君紹介)(第二号)

同(志位和夫君紹介)(第四号)

同(清水忠史君紹介)(第五号)

同(塙川鉄也君紹介)(第六号)

同(田村貴昭君紹介)(第七号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第八号)

同(畠野君枝君紹介)(第九号)

同(藤野保史君紹介)(第一〇号)

同(宮本徹君紹介)(第一号)

同(本村伸子君紹介)(第一二号)

同(村上史好君紹介)(第一九号)

同(宮本徹君紹介)(第三八号)

同(神谷裕君紹介)(第三九号)

同(清水忠史君紹介)(第七四号)

同(清水忠史君紹介)(第一四九号)

所得税法第五十六条の廃止に関する請願(村上史好君紹介)(第一七号)

同(山内康一君紹介)(第一八号)

同(塙誠二君紹介)(第三九号)

同(中川正春君紹介)(第四〇号)

同(神谷裕君紹介)(第五四号)

同(佐々木隆博君紹介)(第五五号)

同(山岡達丸君紹介)(第五六号)

同(森山裕君紹介)(第七〇号)

同(清水忠史君紹介)(第七五号)

同(武内則男君紹介)(第一一二号)

同(岡島一正君紹介)(第一五号)

消費税増税を中止して五%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制を求めるに關する請願(赤嶺政賢君紹介)(第二六号)

十一月十二日
消費税一〇%撤回に関する請願(赤嶺政賢君紹

介)(第一号)

同(笠井亮君紹介)(第二号)

同(志位和夫君紹介)(第二九号)

同(穀田恵二君紹介)(第三〇号)

同(清水忠史君紹介)(第三二号)

同(塙川鉄也君紹介)(第三三号)

同(田村貴昭君紹介)(第三三号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三四号)

同(畠野君枝君紹介)(第三五号)

同(宮本徹君紹介)(第三六号)

同(本村伸子君紹介)(第三七号)

同(宮本徹君紹介)(第一一九号)

同(本村伸子君紹介)(第一二九号)

同(神谷裕君紹介)(第三八号)

同(清水忠史君紹介)(第三九号)

同(塙誠二君紹介)(第三九号)

同(中川正春君紹介)(第四〇号)

同(神谷裕君紹介)(第七四号)

同(清水忠史君紹介)(第一四九号)

所得税法第五十六条の廃止に関する請願(村上史好君紹介)(第一七号)

同(山内康一君紹介)(第一八号)

同(塙誠二君紹介)(第三九号)

同(中川正春君紹介)(第四〇号)

同(神谷裕君紹介)(第五四号)

同(佐々木隆博君紹介)(第五五号)

同(山岡達丸君紹介)(第五六号)

同(森山裕君紹介)(第七〇号)

同(清水忠史君紹介)(第七五号)

同(武内則男君紹介)(第一一二号)

同(岡島一正君紹介)(第一五号)

消費税増税を中止して五%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制を求めるに關する請願(赤嶺政賢君紹介)(第二六号)

十一月十三日
財政再建に関する陳情書(山梨県韋崎市清哲町折居七四一 田中哲也)(第一一九号)
令和二年度税制改正に関する陳情書(大阪市中央区本町橋二の八 尾崎裕(第一二〇号))
は本委員会に参考送付された。

十一月十三日
本日の会議に付した案件政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
外國為替及び外國貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号)

○田中委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、外國為替及び外國貿易法の一部を改
正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
本案審査のため 本日、参考人として日本銀行
總裁黒田東彦君の出席を求め、意見を聴取するこ
ととし、また、政府参考人として金融庁総合政策
局総括審議官白川俊介君、監督局長栗田照久君、

分田舎にあつた会社でしたけれども、そこに行きましたけれども。そういう会社も、これは一番私はやばい会社ということになるんだと思いますけれども、その株主構成やら何やらは、全くこの種の心配の起きる対象になるような状況にありませんから。だと思いますが。

私たちに言えるのは、ただ、今一つの例を、プレスの機械を申し上げましたけれども、それ以外の業界で、竜頭のねじ一つで絶対ほどけないねじとかいったようなものがきちっと押さえられたらどうするとか、あれは小さな会社ですから。そういうふうなものを含めて、これはいろいろよく見なきゃいかぬところなので、私どもの外為法だけで全部が取り仕切れると思っているわけでもありますので、これは他省庁の話で、港湾法だ、電気事業法だ、いろいろありますので、そういうものを含めて、各省庁、この問題については検討させねばならぬところだと思っております。

○森田委員 ありがとうございます。

ちょっと技術の流出に関して経産省の見解を伺つていきたいと思うんですが、ちょっと質問をまとめさせてください。

○森田委員 ありがとうございます。

まず、熟練工などと技術者の流出を避ける、日本人のそういうた技術者の流出を避けるということもありますし、今、外国人の流入、この前、技能実習生の問題もありましたけれども、百五十万人ぐらいの労働者が働いていた大いに人ぐらいの外国人の労働者が働いていた大いにいることがあります。

こういったことも含めて、人を介した技術の流出というのをどういうふうに抑えていくか、御見解をお聞かせください。

○宮本大臣政務官 森田委員にお答えをいたしました。

先ほど、JAXAへのねじを供給してある町工場、物づくり産業の現状、またその技術の高さに

関しましては、委員も十分に御理解をいただいて

いると思います。

そういう貴重な技術の流出、また、それのみならず、熟練工であつたり技術者、こういった

企業に雇用されて、そういう生活を送っている

なんという例もあるや聞いております。

人材流出を含めた情報の流出、技術流出とい

ことになると私は思いますので、ぜひその対応も考

えていかなければいけないなと思つております。

防衛省に伺いたいと思うのですが、コマツの、

装輪装甲車から撤退するというようなお話をあり

ます。

○森田委員 ありがとうございます。

私が日ごろおつき合いしている両市の工場で、

定年退職をした方が中国の企業に引張られて、

持つていかれて、今、中国で悠々自適な生活を

送っているなんという、年金生活をしながら中国

企業に雇用されて、そういう生活を送っている

失するとか、そういうような事態を防止すると

いうことは、これは重要な政策課題なんですが、

先ほど申し上げましたように、これは外為だけ

できる話ではありません。

したがいまして、このたびの外為法の改正にお

きまして、この技術流出防止対策を実施している

ところでございます。

日本企業が保有する技術が安全保障上の機密技

術に当たる場合に関しましては、その海外への提

供などについて、外為法に基づく厳格な審査を行つております。一昨年の改正のときにも、違法

な技術提供への罰金を大幅に引き上げるなど、罰

則の厳格化もやつております。

また一方で、事業者の重要な技術情報、これが

不正競争防止法に基づく営業秘密に該当した場

合、その不正な取得または使用などに対して刑事罰

が科される、こういった措置もしております。営

業秘密の保護につきましても、二〇一五年に法改

正をしておりまして、海外での使用を目的とした

不正な行為も重罰化したことになります。

外国人技能実習生また外国人労働者に関する御

懸念も、今御説明したの中でしっかりと対応を

してあるところでございますので、技術取引に関

する規制の厳罰化、また、海外での使用を目的と

するようなそういう不正行為への重罰化、こう

いったことに加えて、我が国すぐれた技術の流

出防止のために、今後も、必要な措置につきまし

てしっかりと検討もしてまいりたいと思っており

ます。

○森田委員 ありがとうございます。

私が日ごろおつき合いしている両市の工場で、

定年退職をした方が中国の企業に引張られて、

持つていかれて、今、中国で悠々自適な生活を

送っているなんという、年金生活をしながら中国

企業に雇用されて、そういう生活を送っている

失するとか、そういうような事態を防止すると

しまうというようなことのリスクもあると思うん

ですが、それについてはいかがでしようか。

○水野谷政府参考人 お答え申し上げます。

防衛装備品は、民間企業が從来から保有してい

ます技術と、防衛省が企業に貸与する技術資料等

を活用して製造されます。

防衛省から企業に貸与される技術資料等は、全

て、契約に基づき貸与されるものであり、契約が

終了すれば、企業から防衛省へ返却されることに

なります。

特定の企業が防衛省から撤退した場合には、そ

の時点において防衛省との契約は全て終了してお

りますので、その企業に貸与していた技術資料等

は、契約に基づき全て防衛省に既に返却されると

なります。

○森田委員 ありがとうございました。

形に見える技術というのは、多分、お話のよう

に、回収して戻していくと思うんですけども、

やはり、特にこれから、どうしても日本の単独の

人の中には蓄積された技術というのは、なかなか

やはり、特にこれから、どうしても日本の単独の

調達ということになると、数が少ないのでコストが

高いしというと切らしていく心配が出てくるとい

うことになりますので、ぜひ、これからその辺も

注意して取り組んでいただければなと思っており

ます。

時間の関係もありますので、最後、大臣にお伺

いして終わりにしたいと思います。

今、先ほどもお話をありましたけれども、あく

まで、財務省だけではなくて、いろいろなほかの

省庁を含めた、あるいは他国も含めた取組が必要

だというようなことがお話をございました。

改めて、技術を守つていく、知的財産、これか

ら日本の経済をしっかりと立ち行かせていくために

も必要なことだと思っておりますが、ぜひ、大臣

としてのお考えを最後に聞かせてください。

○麻生国務大臣 これは、国の安全にかかわりま

す、いわゆる情報なり、情報、技術なり、そ

いつもの流出とか、買収されて事業自体が喪

失するとか、そういうような事態を防止すると

いうことは、これは重要な政策課題なんですが、

先ほど申し上げましたように、これは外為だけ

できる話ではありません。

したがいまして、このたびの外為法の改正にお

きまして、この技術流出防止対策を実施している

ところでございます。

○田中委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございま

す。どうぞよろしくお願ひいたします。

外為法改正案の質疑に入る前に、前回の委員会

でも取り上げました、台風や豪雨で被害を受けた

地域の被災事業者への支援及びキャッシュレス決

済の増加による資金不足支援について確認させていただきたいと思います。

十一月七日にまとめられた「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」には、被災した中小零細業者に対し、グループ補助金や自治体補助金による事業の再建支援が盛り込まれました。そこで、消費税の複数税率対策のために連携型補助金による事業の再建支援が盛り込まれた。そこで、消費税の複数税率対策についてはどうなっているのか確認したいと思います。

九月末までの災害、例えば台風十五号ですが、それで使えなくなつてしまつたレジについてはどうなつてあるのか確認したいと思います。

いというふうに思つております。

例えば、被災小規模事業者再建事業いわゆる持続化補助金を活用できる場合には、被災した個々の小規模事業者の機械設備等の購入費等を補助することが可能でございまして、こうした支援策を活用しながら、被災事業者の一日も早い復興に向けて全力で支援してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

持続化補助金につきましては、基本、状況にもよりますけれども、三分の一の補助ということになります。

以上でございます。

〔委員長退席、あかま委員長代理着席〕

○清水委員 ありがとうございます。

小規模事業者持続化補助金等で対応していただけます。これは大事なことなんですね。同時に、これは補助率が三分の二になつてゐるということで、三分の一は自己負担なんですね。

このレジの補助金制度につきましては、ことしから実は四分の三補助になつてゐるんです。ですから、九月の災害で被災された方がレジを買いかえる場合には自己負担は四分の一で済むんだけれども、この十月以降の災害では三分の二しか補助されませんので三分の一の自己負担になる。つまり、レジを買いかえた時期は同じであつても、

この十月と十月の災害によって、レジを買いかえる自己負担の割合が変わつてしまつて、どう

してもこれは不公平感は拭えないんじやないかといふふうに思うわけです。

例えば群馬県の渋川市というところでは、九月の補正予算で複数税率対応レジ導入支援事業補助金制度というのをつくりまして、事業者への複数税率対応レジ導入支援を行つておられますね。

この制度、これがことしに入つてから四分の三

に引き上げられましたが、これと合わせますと、

レジを買いかえるときには八分の一の負担で買ひ

かえすることができるということになつております。ちなみに、これは災害と関係なく補助を行つ制度になつてゐるわけなんですね。

群馬県だけでいいましても、これまで二千三百件の、いわゆる複数税率対応のレジの買いかえの申請があります。大変大きな被害がもたらされた地域なわけあります。このような業者が再びレジを買いかえをするときに自己負担が大きいというのは、厳しい状況があるといふうに思つんですね。

この渋川市のような独自の取組をしている自治体への補助を含めまして、そうしたきめ細かい対応が求められていると思うんですけど、いかがでしょうか。

〔あかま委員長代理退席、委員長着席〕

○春日原政府参考人 お答え申し上げます。

一般の対策パッケージに含まれている持続化補助金では、例えば被災事業者が行う広告宣伝費用それから販路開拓に係る費用、そういうもの、被災事業者が再建に取り組む費用を幅広く支援することができますけれども、事業者負担分そのもの

のを補助金により更に国が支援するということは難しい状況でございます。

それから、御指摘のございました軽減税率対策補助金、レジ補助の関係でございます。

これからにつきまして、仰せのとおり、十五号につきましては、直接この対応レジを買ひ直す場合

についてこの対策補助金の対象としておる状況でございますけれども、この十九号、二十一号の対応については、現在取扱いについて検討させてい

ただいているという状況でございます。

いずれにしましても、被害の内容や被害の範囲

など、被災事業者の実情に応じまして、被災事業者に寄り添つた支援を講じてまいりたいといふ

うに考えております。

○清水委員 御丁寧に説明いただきありがとうございました。

私も前回のこの委員会で資金繰りの問題を取り上げさせていただきました。セーフティーネット貸付けで対応していただくことなんですが、今回、そもそもクレジット決済の普及ということで、政府の政策によつて一定起こつた現象な

ことありましたので、九月と十月の災害によつて自己負担割合が変わるというようなことがない

ように、ぜひ前向きに検討していただきたいと思つています。

十一月五日に、財務省と中小企業庁の連名で、日本政策金融公庫に対し、キャッシュレス決済を導入した事業者に対する貸付業務についてという

事務連絡が発出されていることです。

この内容について説明していただけるでしょ

うか。

○神田政府参考人 お答え申し上げます。

キャッシュレス決済を導入する事業者の増加に伴いまして、その資金繰りについてのお問合せをいただくことがあつたことなどから、委員御指摘のとおり、財務省を含めた主務官庁から、今月五日に、日本政策金融公庫に対して配慮要請を行つたところでございます。

その内容を具体的に申しますと、キャッシュレス決済を導入した中小企業、小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、引き続き、セーフティーネット貸付けなどを活用した貸出し、適時適切な貸出しなど、個別企業の実情に応じた十分な対応を努めていただくこと、また、各営業店及び受託法人に対しましても、これらの趣旨について十分周知徹底いただくことを要請したものです。

今後とも、キャッシュレス決済を導入した事業者が資金繰りに困難を來すことがないよう、日本政策金融公庫等に対しましてきめ細やかな対応をするよう求めてまいります。

○清水委員 御丁寧に説明いただきありがとうございました。

私も前回のこの委員会で資金繰りの問題を取り上げさせていただきました。セーフティーネット貸付けで対応していただくことなんですが、今回、そもそもクレジット決済の普及ということで、政府の政策によつて一定起こつた現象な

わけでありますから、通常の融資よりもやはり金利負担については検討してもらいたいという声も上がっております。
経産省として、こういう声も届いていると思うんですが、どのような対応を考えていただいていいんでしょうか。

○島田政府参考人 お答えを申し上げます。

繰りに困難を來す中小企業がある場合には、委員御指摘のとおり、政府としては日本政策金融公庫によるセーフティーネット貸付けなどにより支援を行うということにしてございます。

このセーブティーネット貸付けの金利につきましては、貸付期間五年以内の標準的な金利の場合ですと、担保の状況ですとかあるいは業績などによるとところではございますけれども、中小企業向けの適用金利で一・一・一%、小規模企業向けで一・九一%となつていいところでございますが、これは民間金融機関と異なり、利ざやを取らない収支相償うという原則として、公庫が調達する資金の金利、あるいは経費、及び貸付先の信用コストといつたことを踏まえた金利水準になつていいと、いうものでございます。

他方、経済産業省といたしましては、入金サイクルへの懸念がキャッシングの導入をめぐらしうるよう、キャッシングの導入を行う事業者を対象とした、より低利な貸付制一度の創設について現在検討を行つてあるところでござります。

○清水委員 より低金利の融資を検討していると
いうことで御答弁いたしました。
財務省の方に最後、確認したい、できれば牛生
大臣に答えていただきたいのですが、財務省が
しても、今回中小企業庁と連名でこうした事務連
絡を發出したわけで、クレジット決済があふえること
ざいます。

とによって資金繰りに苦心している、そういう業者の実態については把握していくだいていると思

よく実態をちょっと伺つてみた上で、よくよく相談をして対応してまいりたいと考えております。

いて、範囲ですね、現行制度で一〇%としていたものを一%に引き下げました。現行の制度でそもそも一〇%としてきたその理由と、今回引き下げ

○岡村政府参考人 お答え申し上げます。

現行の外為法の一〇%の戻値でござりますが、昭和五十四年の外為法の改正の際に、旧外資法のもとで、外国投資家による持ち株比率が一〇%以上となる場合は、より慎重な取扱いがなされてい

たこと、また、当時の証券取引法上、公開買い付けに際し、取得する株式が一〇%以上となる場合は届出が必要とされていたことなどを踏まえまして設定されたものでございます。

その上で、今回の一事もその関係を用いて下げる

理由でござりますが、昨今、外国投資家を含めまして、株主による株主権の行使や経営陣との対話をといった株主の活動が活発となつております。これはコーポレートガバナンスの観点から歓迎されるものでござります。他方で、外国株主の活動が我が国の安全などを損なうおそれがある場合は適切な対応が必要であるということで、両者を両立するということをございます。

企業の株式取得の額値でございますが、株主総会で株主が議題提案権を持つ会社法上の1%以上ということといたしました。

なおでござりますけれども、これとあわせま
うことといたしました。

○清水委員 株主として議題提案権を持つといふことが企業にとって大きな影響力をどの程度持つのかどうかという根拠がやはり明確でなければならぬといふふうに思ふんですね。

例えば、十月八日の外為審議会分科会の議事録を読みますと、ある委員の方がこうおっしゃつておられます、その一層の促進を図ることとしているところまでございます。

いるんですね。日本が1%に引き下げるということについては、諸外国に比較してもちょっと低過ぎるのではないかとの意見を述べているんですね。

現在、G7諸国の中、事前届出制度を保有する国でこの閾値が1%以下の国は幾つありますか。あれば、国名を挙げていただけるでしょうか。

○岡村政府参考人 お答え申し上げます。

対内直接投資の審査制度自体は、事前審査を重視するもの、事後介入を重視するもの、両者を組み合わせたものなどがありまして、国によって制度の仕組みは大きく異なつてございます。

その上でございますが、お尋ねの、事前届出に係る閾値が1%以下の国をG7諸国で挙げるとすれば、米国は下限を設けない制度を導入しておりますので、つまり、特定の投資について閾値なく事前届出を求めておりますので、アメリカといふお答えになります。

○清水委員 アメリカのみという御答弁でございました。

事前届出が必要となる閾値、各国を見ていきますと、フランスは三三・三%、ドイツは10%、イタリアは3%。単純に比較すればの話ですが、やはり日本の1%という閾値は非常に低いと言わなければなりません。

○清水委員 アメリカのみという御答弁でございました。事前届出が必要となる閾値、各國を見ていきますと、フランスは三三・三%、ドイツは10%、イタリアは3%。単純に比較すればの話ですが、やはり日本の1%という閾値は非常に低いと言わなければなりません。

○岡村政府参考人 お答え申し上げます。

○機微技術につきましては、政府として明確な既

けではないということを申し上げましたので、そういう意味では、今回の改正が特定の事案を念頭に置いて行うということではございません。でござりますので、立法事実という観点から見て、投資家あるいは企業にとって非常にその辺が曖昧ではないかなという印象は少し拭えないと思つんですね。

○清水委員 今、そうした事例がないということ

の外為替等分科会で十月八日の一回しか議論をされておりません。経済産業省においては、産業構造審議会の通商・貿易分科会安全保障貿易小委員会がことし七月十日から九月二十五日にかけて五回も開催されておるんですが、この問題、閾値の問題を検討していたようなんですが、実は、議事録も配付資料も非公開だったものですから、なぜこの閾値が1%が適当なのかということがなかなかわからぬわけなんですね。

そういう点では、こうした閾値の問題を、明らかな立法事実をなかなか示すことができずにつまらてしまうということについては、やはり疑問が残るのではないか、こういう懸念があるわけでござります。

次に、機微情報の問題について質問したいと思

います。

先ほど取り上げた外為替の分科会では、事前届出免除を受ける投資家が守るべき基準のうち、非

機微技術なのか、あるいはクリティカルなテクノロジーなのかというところは非常に定義が難しいとおっしゃるのはそのとおりだと思います、こう述べておられるんですよ。

今御答弁にありましたように、外為替の分科会でも、三村副財務官は、具体的にどういうものが機微技術なのか、あるいはクリティカルなテクノロジーなのかというところは非常に定義が難しいとおっしゃるのはそのとおりだと思います、こう述べておられるんですよ。

その他、亀坂委員という方は、私は委員をさせていただいて議論していく中で、機微技術って何なんだというところに今でもひつかかっておりまして離しいんです。続いて、アメリカのファー

ウェイの規制といつたら、どこまでは規制して、どこまではダメで、それが危なくてというのが、はつきり言って、委員でもまだわからないんですね、こういうふうに述べておられるんですよね。

そうした認識と財務省との方でほぼ認識が一緒だということは、今の質疑で明らかになつたといふふうに思うんですね。

最後に、麻生大臣に質疑をさせていただきたいと思います。これは、一般的には、武器とか、あるいは軍事転用可能な技術とか、あるいは原子力や通信にかかることがあります。そもそも、この機微情報あるいは機微技術といふものは財務省としてどういう定義を位置づけているのか、説明していただけるでしょうか。

○岡村政府参考人 お答え申し上げます。

○機微技術につきましては、政府として明確な既

存の定義というものがあるわけではございません。また、外為法改止案を議論した外為替におきましては、委員からの御指摘のとおり、外為替の場では、外為替委員から、定義することは難しい場の御意見も出されているところでござります。他方、米国、アメリカでは、最近、重要技術、これをクリティカルテクノロジーズということで、この定義を策定したところと承知してござります。

それで麻生大臣にお伺いしたいのは、二〇一九年十一月七日付の日経新聞でも報道されたんですけども、半導体製造装置世界最大手のオランダASMLという企業なんですが、半導体の性能を飛躍的に高める次世代装置の中国顧客への納入を保留しているとの記事が掲載されました。ハイテク分野の霸権をめぐる米中摩擦の中、米国の規制を懸念し、自主的に納入を保留していると報道されています。

やはり、機微技術、機微情報、これは財務省としても明確な定義がないとおっしゃいましたが、これがやはり明確でなければ、曖昧のままだと、投資家や企業にとって同じような自主規制が働いたり、あるいは実体経済に影響を及ぼすことなども場合によつてはあるんじゃないかな。

ですから、ぜひ大臣にお願いしたいのは、今後行われる、非公開の技術情報、この定義を定めていく外為替の議論で、やはり、その議事録を非公開にするとかではなくて、投資家とか、あるいは研究者とか、あるいは企業とか、国民にとってわかりやすい方式で進めていくということを求められているのではないかというふうに思つてますが、ぜひ大臣の所見をお聞かせください。

○麻生国務大臣 わゆる事前届出免除制度における外國人がとりえず守つてもらわなければならない条項につきましては、よく言われるところでいえば、外國投資家みずから又はそのいわゆる関係者が役員に就任しないこと、重要事業の譲渡、廃止を株主総会にみずから提案しないこと、また、

○機微技術につきましては、政府として明確な既

けですよ。

しかし、今回導入する事前届出制度免除の対象となるかどうかについては、これは外国投資家に与える影響というのが大きいだろうということを考え、その基準の設定に当たりましては、これは透明性の高いプロセスを確保していくことが必要だらうと思っております。

そこで、今回の改正案は、非公開の技術情報にアクセスしないことも含めた事前届出免除の基準を定めるに当たつて、外為審の意見を聞くということにさせていただいたところあります。

外為審の議論では、従来、原則として議事録は公表することとしておりますので、免除基準の設定に関する議論につきましても、これまでと同様、議事録で公表するということで、今御懸念の話で、お好きのよな話すけれども、これは透明性は確保するよなことになるんだと思つております。

○清水委員 ゼひ国民にわかりやすい形で審議していただきたい。

この質疑で明らかになりましたのは、二〇二〇年までに對内直接投資を三十五兆円まで引き上げようともと、投資の自由というものを保障していく、一方で、機微情報・機微技術の流出を防ぐ、その両方のバランスを考えた上での法改正ということですが、質疑で明らかになりましたように、閾値の根拠、あるいはその機微情報、機微技術の定義、こうしたものがやはりまだまだ定まっていないといふか、わかりにくいといふ点については、今後の課題としてぜひ検討していただきことを求めまして、私の質問を終わらせていたら、

○田中委員長 午後一時から委員会を開きます。とどし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一でござります。

外為法に関連しまして、きょうは、海外からの投資というよなこともありまして、海外送金に関することと暗号資産との絡みなどをちょっとお聞きしたいなと思っています。

今、海外送金というのが大変時間とか費用がかかりいるというよなことがあります。そういふ意味で、非常に不安定な暗号資産によるのではなくて、海外送金自体を、時間を短くするとか費用を、非常にそういう意味で各国が管理していくければ、非常にそういう意味でできるんだと思うんですけれども、こ

れについて改善する余地がないのかどうか、まずはお聞きしたいと思います。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘のように、一般論として申し上げれば、銀行を通じた海外送金につきましては、送金先にもよりますけれども、暗号資産交換業者を通じた海外送金などに比較して、相応に手数料や時間を要する場合があるというふうに承知しております。

これは、一つの大きな理由は、銀行を通じた海外送金が、一般的に SWIFT と呼ばれる團体の運営する国際送金ネットワークを用いて行われております。この場合、営業時間の異なる国内の複数の中銀銀行が介在して行われるといふことによるものであると承知しております。

このようなかで、SWIFT では、個別の送金処理の状況ですとか手数料の開示をさせることを通じて、送金処理に要する時間の短縮ですかね、これが進んでおりまして、本年六月に、金融活動作業

うふうに承知しております。

このよなインベーションとか競争を通じて、金融サービス利用者の利便性の向上が図られています。

○串田委員 この外為法の改正に関しても、会社法の要件、届出要件を緩和するなどして、投資をやすくしているという部分もあると思うんですね。そういう意味では、海外送金とかという部分も改善していくば、非常に投資も呼び込みやすい

といふ意味で、かなり限界があるんだという感じを受けました。それに取つてかわつていてるのが暗号資産と言われているものになるわけでございます。

ただ、暗号資産というのは、日数もかかるなり、そして費用も非常に安いといふことでもありますと、かなり限界があるんだという感じを受けました。それに取つてかわつていてのが暗号資産と言われているものになるわけでございます。

部会、これは F A T F と呼んでおりますが、この場において、各国に対しても、暗号資産交換業者に対する登録免許制に加えまして、暗号資産の海

外移転に際して、依頼人情報や受取人情報を暗号資産交換業者間で通知し合う仕組み、トラン

ブルとも呼んでいますけれども、こういう仕組みを導入することが義務づけられたところです。

○串田委員 金曜日といたしましては、こうした情報通知の仕組みを具体的にどのように実施するのかといつては、議論も含めて、F A T F と民間セクターとの間の対話を後押しさるとともに、F A T F での議論にも積極的に参加してまいりたいと考えております。

○串田委員 暗号資産という話をしまいました。それには、その中で、暗号資産というのは資産的な裏づけというものが非常に曖昧なわけですから

も、これを、いわゆる通貨というものを裏づける形で行われているのがステーブルコインと言われているものだと思うんですが、その中でも、グローバル、世界的に利用できるようなステーブルコイン、グローバルステーブルコインというの

が、今、先ほどありましたけれども、G 20 でも議論されています。

○串田委員 中でも、リップラというものでしょか、フェイスブックが提唱してきているものというのは、あ

る意味で大変魅力のある、非常にそういう意味でいいんじゃないかという感じもするんですけども、これに対して大変課題も多いのかなというふうな中で、G 20 の中でどんなような課題というようなものが取り上げられたのか教えていただければと思います。

○麻生国務大臣 これは、串田先生おっしゃるとおりとにかく、海外送金、数百万円を送ろうと思つたら、まあ、ばかばかしく高いですかね、おまけに面倒くさい。それが、ある程度ドルなり円なりの裏づけのあるステーブルコインでやるとか、中央銀行がステーブルコインを出す、セントラルガバメントステーブルコイン、CGSC とい

うんすけれども、こういったものを出したらど